

信用保証協会の保証料割引制度

Q : 信用保証協会には、保証料の割引制度があるようですが、どのような制度なのでしょうか？

A : 一定の中小企業については、割引されることとなっています。

【解説】

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づき、中小企業者の金融円滑化を図るために設立された公的な機関で、中小企業者がこの保証協会を利用して事業資金をスムーズに調達することを目的としています。

中小企業者が融資を受けるには、この信用保証協会に信用保証料を支払い、保証の承諾を受けた後にその信用保証書の交付を受けた金融機関から借入を行うこととなります。

なお、中小企業のうち次の何れかの書類を提出した会社については、適用利率から0.1%優遇した金利が適用されることになっています。

- ① 中小企業の会計に関する指針のすべての項目について、財務諸表の作成に携わった税理士、公認会計士が適用状況を確認した書類
- ② 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類
- ③ 公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し

